

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年3月24日
事業者の氏名又は名称	鳳凰国際観光株式会社(法人番号3470001017134)(代表者 辛淑婉)
事業者の所在地	香川県高松市香南町岡352-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市香南町岡352-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和2年2月17日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)</p> <p>(2)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第28条の2第1項)</p> <p>(3)乗務員台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。